

沖縄県指定構造計算適合性判定機関指定要綱

第1 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号、以下「法」という。）第18条の2第1項の規定に基づき、沖縄県知事（以下「知事」という。）が構造計算適合性判定（以下「判定」という。）を行わせる場合における法第77条の35の2から法第77条の35の6までの規定に基づき指定（以下「指定」という。）する指定構造計算適合性判定機関（以下「判定機関」という。）の指定を公正かつ適正に執行するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 判定機関の選定及び決定

知事は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）及び別に定める沖縄県構造計算適合性判定機関指定基準等に基づき、申請のあった者から、県内の判定対象建築物の想定件数、判定機関候補者の業務範囲及び的確な指導監督の実施を図ることが可能な判定機関指定数等を考慮のうえ、判定機関を決定するものとする。

第3 結果の通知

知事は、第2の決定の結果を速やかに申請のあった者に通知するものとする。

第4 指定基準

この要綱に定めるもののほか、判定機関の指定に必要な事項は、土木建築部建築指導課長が別に定める。

第5 公示等の方法

- 1 法第77条の35の5第1項、法第77条の35の6第4項、法第77条の35の18第5項、法第77条の35の19第3項及び法第77条の35の21第2項の規定により公示する場合は、告示とし、県公報に登載するものとする。
- 2 法第77条の35の5第3項の規定により公示する場合は、公告とし、土木建築部建築指導課ホームページに掲載するものとする。
- 3 指定の更新を行った場合は、1の規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成19年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 2 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。